

たましんファクシミリ振込サービス規定

多摩信用金庫

1. サービスの利用

- (1) たましんファクシミリ振込サービス（以下「本サービス」という。）は、依頼人が占有・管理するファクシミリ（以下「端末機器」という。）を使用した振込依頼に基づき、あらかじめ指定された依頼人名義の預金口座（以下「支払指定口座」という。）からご指定金額を引落しのうえ、依頼人が指定した当金庫本支店あるいは当金庫以外の金融機関の本支店の預金口座（以下「振込指定口座」という。）あてに振込む場合に利用できます。
- (2) 依頼人が指定する振込指定口座は、当金庫本支店にあるいは全国銀行データ通信システムに加盟している金融機関の国内本支店の普通預金または当座預金とします。
- (3) 振込依頼は、あらかじめ届出の端末機を使用して、当金庫が定めた電話番号（しんきんファクシミリ振込サービスセンター）あてに送信を行い、当金庫の定めた方法、操作手順に基づいて所定の内容を端末機のプッシュボタンにより操作してください。
- (4) 振込依頼の際に送信されたお客様番号、暗証番号、振込依頼書通番と当金庫があらかじめ指定したお客様番号、届出の暗証番号および振込依頼書通番が一致した場合には、送信者を正当な依頼人とみなして取扱います。
- (5) 本サービスの利用に関する依頼人と当金庫間契約は、当金庫所定の方法による依頼人の申込みに基づき、当金庫が承諾した場合に成立するものとします。依頼人においては、契約成立後に本サービスの利用が可能となります。
- (6) 本サービスを利用して給与振込を取扱う場合には、別途「給与振込に関する契約」を締結してください。

2. 利用時間

(1) ご利用時間

総合振込	当金庫営業日の 9:00～16:20
給与振込	当金庫営業日の 9:00～16:20

(2) データ送信時限

振込指定日の7営業日前から下記の時限までに受信した振込依頼データを取扱います。

総合振込	振込指定日の前営業日の 16:20
給与振込	振込指定日の3営業日前の 16:20

3. 振込の受付等

- (1) 振込を依頼する場合には、振込依頼明細を当金庫所定の「振込依頼書」（以下「振込依頼書」といいます。）にご記入のうえ、端末機より当金庫が定めた電話番号あて送信ください。
- (2) 当金庫は、依頼人から送信された振込依頼明細を文字認識装置で読み取り、その読み取った結果を「総合振込依頼確認書」または「給与振込依頼確認書」（以下「確認書」といいます。）として、依頼人の端末機あて返信します。
- (3) 当金庫が返信した確認書の内容を振込依頼書の内容と照合し、万一誤りがある場合には、振込依頼書の当該部分を所定の方法により訂正して再度送信してください。

(4) 当金庫が返信した確認書の内容に誤りがないことを確認した場合には、所定の方法により振込依頼の承認（以下「振込承認」といいます。）を送信し、依頼内容を確定してください。

なお、振込承認を所定の時限までに当金庫が受信しなかった場合には、当該振込依頼はなかったものとしします。

(5) 当金庫が当金庫所定の時限までに依頼人から振込承認を受信し、依頼内容が確定した場合には、「総合振込承認確認受信通知書」または「給与振込承認確認受信通知書」（以下「受信通知書」といいます。）を依頼人の端末機あて返信しますので確認してください。

4. 振込資金等の決済

当金庫は依頼内容確定後、振込資金、振込手数料その他この取引に関連して関連して必要となる手数料（以下「振込資金等」といいます。）を次の当金庫所定の時限までに、普通預金規定（総合口座取引規定を含みます。）および当座勘定規定にかかわらず、通帳・払戻請求書・キャッシュカードまたは当座小切手の提出を受けることなしに指定口座から引落とします。

(1) 総合振込の振込資金等は、振込指定日の当金庫所定の時限までに指定口座から引落とします。

(2) 給与振込の振込資金等は、振込指定日の2営業日前の当金庫所定の時限までに指定口座から引落とします。

5. 振込契約の成立

振込契約は第4条の振込資金等を支払指定口座から引落としたときに成立するものとし、当金庫は振込契約の成立を確認した後に確定した依頼内容に基づき、当金庫所定の方法により振込手続を行います。

なお、依頼内容の確定後であっても、第4条による振込資金等の引落としができない場合には、その依頼はなかったものとして振込手続は行いません。

6. 依頼内容の変更、組戻し

依頼内容の確定後、依頼内容に変更、組戻しの必要が生じた場合には取扱店の窓口において、次の手続きにより取扱います。

(1) 変更の依頼にあたっては、当金庫所定の変更依頼書に記名・押印して提出してください。この場合、当金庫所定の本人確認書類を求めることがあります。

(2) 組戻しの依頼にあたっては、当金庫所定の組戻依頼書に記名・押印して提出してください。この場合、当金庫所定の本人確認書類を求めることがあります。

(3) 前2項の場合において、振込先の金融機関がすでに振込通知を受信しているときは、変更または組戻しができないことがあります。この場合には、受取人との間で協議してください。

7. 手数料等

(1) このサービスの利用に際しては、当金庫所定の基本手数料をいただきます。基本手数料は、当金庫所定の振替日に普通預金規定（総合口座取引規定を含みます。）、当座勘定規定にかかわらず通帳および払戻請求書または当座小切手なしで指定口座から自動的に引落とします。

(2) このサービスの利用による振込の受付にあたっては、当金庫所定の振込手数料をいただきます。

8. 免責事項

(1) 当金庫または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず通信機

器回線およびコンピューター等の障害ならびに電話の不通により取扱が遅延したり不能となった場合、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

(2) このサービスをご利用の際に送信されたお客様番号、暗証番号および振込依頼書通番と当金庫があらかじめ指定したお客様番号、届出の暗証番号および振込依頼書通番との一致を確認して取扱いましたうえは、お客様番号、暗証番号および振込依頼書通番につき不正使用その他の事故であっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

(3) このサービスの利用の際に、当金庫以外の金融機関の責に帰すべき事由によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

9. 届出事項の変更

暗証番号、指定口座等の届出内容に変更が生じた場合には、当金庫所定の書面によって直ちに取引店へお届けください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

10. 解約

この契約は、当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。ただし、当金庫に対する解約の通知は、当金庫所定の書面によるものとします。

また、手数料の未払いが生じた場合、あるいは届出の住所、電話番号により連絡が取れない状況が生じた場合には、当金庫は、届出住所あてに解約通知を発送することにより、この契約を解約することができるものとします。

11. 規定の準用

この規定に定めのない事項については、普通預金規定（「総合口座取引規定」を含む。）、振込規定、ならびに当座勘定規定により取扱います。

12. 契約期間

この契約の契約期間は契約日から起算して1年間とし、依頼人又は当金庫から特に申し出のない限り、契約期間満了日の翌日から1年間継続されるものとし、継続後も同様とします。

13. サービス内容・規定の変更

本サービス内容あるいは本規定について、当金庫はその裁量により変更できるものとします。当金庫が変更を適宜の方法により開示または通知し、かかる変更の効力発生後に行われたサービス利用については、変更後の内容が適用されるものとします。

以上

(2025年1月6日現在)